

◎新潟県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月11日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
監事	新潟市北区大瀬柳3512番地	大高 重憲

就任年月日 平成26年4月1日

2 退 任

理事	新潟市北区灰塚39番地	山崎 孝彦
監事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊

退任年月日 平成26年3月31日